

# 薬局開設許可申請

申請対象	<p>次の場合には、事前に薬局開設許可申請が必要です。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 新規の薬局開設</td> <td>4 別法人への営業者変更</td> </tr> <tr> <td>2 個人から法人への営業者変更</td> <td>5 薬局の移転</td> </tr> <tr> <td>3 法人から個人への営業者変更</td> <td>6 構造設備の大規模な変更</td> </tr> </table>	1 新規の薬局開設	4 別法人への営業者変更	2 個人から法人への営業者変更	5 薬局の移転	3 法人から個人への営業者変更	6 構造設備の大規模な変更
1 新規の薬局開設	4 別法人への営業者変更						
2 個人から法人への営業者変更	5 薬局の移転						
3 法人から個人への営業者変更	6 構造設備の大規模な変更						
注意点	<p>1 薬局開設の手引き(タイムスケジュール)を必ず最初にご覧下さい。</p> <p>2 申請手数料(29,000円)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。</p>						
提出書類・省略可能書類	<p>① 薬局開設許可申請書 【様式第1】</p> <p>② 構造設備の概要、設備器具一覧表 (様式)</p> <p>③ 店舗に関する図面(平面図、敷地内の建物配置図、所在地略図) 【共通様式1~3】</p> <p>④ 登記事項証明書(法人の場合) ※発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。</p> <p>⑤ 使用関係を証する書類 【共通様式7】</p> <p>⑥ 薬剤師免許証・販売従事登録証の原本提示又は、原本証明した写し(※)の提出 ※薬剤師免許証・販売従事登録証の写しに「原本に相違なし」及び原本確認日を記載し、申請者が記名。</p> <p>⑦ 体制省令で求められる 指針及び業務手順書</p> <p>⑧ 体制省令で求められる 勤務表(薬剤師・登録販売者勤務予定算出表) 【共通様式13】</p> <p>⑨ 販売・授与する医薬品の区分、一日平均取扱処方箋数、併せ行うその他の業務の種類、管理者・その他の薬剤師又は登録販売者の氏名・住所・週当たり勤務時間数・免許登録番号・登録年月日を記載した書類</p> <p>⑩ 特定販売(ネット販売等)を行う場合は、別紙「特定販売を行っている場合」の一覧に記載した事項</p> <p>※ 申請書の申請者の欠格条項の(6)欄に該当するおそれがある者については、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書の提出が必要です。(発行後、3ヶ月以内のものを提出して下さい。)</p> <p>※ ④、⑤、⑥は、既に同一内容の書類を他の申請・届出で提出済みの場合は省略可能です。</p>						
担当	<p>奈良県薬務課薬事係 奈良市登大路町30 【電話:0742-27-8670、FAX:0742-27-3029】</p> <p>【担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】</p>						

## その他参考事項

### (1) 公費負担医療等 薬局開設に関連する主要な制度

指定基準、申請書提出期限等の詳細については、申請・相談先に事前にご相談下さい。

	制度名等	関係法令	指定申請書の提出先等
要 指 定 申 請	保険薬局の指定	健康保険法	近畿厚生局奈良事務所 (0742-25-5520)
	保険薬剤師の登録		
	結核患者(入院)医療費	感染症法	奈良市以外: 薬局開設地を所管する県保健所 奈良市内: 市保健所 (0742-93-8397)
	感染症患者(結核・通院)医療費		
	医療扶助		奈良市以外: 県地域福祉課 (0742-27-8548)
	介護予防居宅療養管理指導事業	生活保護法	奈良市内: 市保護課 (0742-34-4757)
	自立支援医療		奈良市以外: 県障害福祉課 (0742-27-8517)
	更生医療・育成医療	障害者総合支援法	奈良市内: 市障がい福祉課 (0742-34-4593)
	精神通院		県疾病対策課 (0742-27-8683)
	一般疾病医療	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	県健康推進課 (0742-27-8660)
請	労災保険指定薬局	労働者災害補償保険法	奈良労働局 (0742-32-0207)
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	児童福祉法	奈良市以外: 県健康推進課 (0742-27-8661) 奈良市内: 市保健所 (0742-93-8397)
	指定難病医療費助成制度	難病の患者に対する医療等に関する法律	県健康推進課 (0742-27-8660)
参	居宅療養管理指導事業	介護保険法	保険薬局は取扱可能(申請不要)

# 薬局開設の手引き（タイムスケジュール）

事前相談(随時)

- ・ 構造変更可能な段階で、【FAX】又は【電話予約の上 来庁】により、店舗レイアウト(平面図)を提示の上、ご相談下さい。
- ・ 指針、手順書についても、申請前に事前にご相談下さい。

構造設備基準の概要	調剤室	<p>①出入口は 1カ所のみ</p> <p>②内法面積 6.6m<sup>2</sup>以上</p> <p>③待合室から調剤室内を容易に見通せ、調剤室と明示したガラス面(透明かつ、仕上寸法で 縦1m以上、横 1.2m以上)の設置</p> <p>④調剤室中央部には、ガラス面からの見通しを著しく阻害する設備(背の高い調剤棚等)を設置しない</p>
	店舗	<p>①内法面積19.8m<sup>2</sup>以上(調剤室を含む。便所、倉庫、更衣室、事務室は面積から除外)</p> <p>②要指導医薬品・第一類医薬品を取扱う場合は、必要な陳列設備を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者等が進入できないよう、必要な措置が採られていること(※要指導医薬品・第一類医薬品を陳列しない場合又は、鍵をかけた陳列設備その他購入者等が直接手の触れられない設備に陳列する場合を除く)</li> </ul> <p>③情報提供のための設備を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調剤室に近接する場所にあること</li> <li>・ 要指導医薬品・第一類医薬品を取扱う場合は、要指導医薬品・第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること</li> <li>・ 指定第二類医薬品を取扱う場合は、指定第二類医薬品陳列設備から7m以内の範囲にあること(ただし、②※に該当する陳列設備の場合を除く)</li> <li>・ 2以上の階に医薬品を通常、陳列又は交付する場所がある場合は、各階の当該場所の内部にあること</li> <li>・ 複数の情報提供設備がある場合は、いずれかが適合すること</li> </ul>

申請書の提出

※検査の1週間以上前に申請してください

申請手数料(29,000円)は、奈良県収入証紙で納付して下さい。

※許可証の郵送交付を希望する場合は、切手570円分をご持参下さい。

検査当日

調剤室内の照明・換気・給排水設備・調剤棚・鍵のかかる設備・冷暗所、ガラス面の大きさ、店舗面積、別表の器具・書籍等を確認します。

〔毎月 概ね〕  
8日、23日

竣工が大幅に遅れると、希望日に許可できない場合があります。

※遅れの程度によっては、調剤室、ガラス面の大きさ等の主要構造部分を当日確認し、給排水設備や空調等の未竣工部分を写真確認で対応可能な場合もありますので、事前にご相談下さい。

許可証の交付

※検査の1週間後。受取の際には、来庁される方の認め印をお持ち下さい。

※この枠内は、近畿厚生局での手続きです。

保険薬局指定申請

(毎月10日締切)

保険薬局指定

(翌月1日)

薬機法(「事前相談」～「許可証の交付」)に関する照会先

奈良県薬務課 薬事係

TEL: 0742-27-8670

FAX: 0742-27-3029

所在地: 奈良市登大路町30 奈良県庁3階

一般社団法人奈良県薬剤師会について

薬剤師・薬学・薬業の進歩発展を目的とする公益法人で、会員は、賠償責任保険・共済への加入や研修会への参加が可能です。また、薬局開設時に必要な書籍の斡旋販売も実施しています。※入会手続や詳細については、〒634-0063 橿原市久米町926 電話: 0744-22-8413 まで